

経 済 産 業 省

20150409 貿局第 1 号
経済産業省貿易経済協力局

「バーゼル条約の締約国等について」を次のとおり制定する。

平成 27 年 4 月 22 日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

(お知らせ)

バーゼル条約の締約国等について

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成 5 年 12 月 14 日付け 5 貿局第 398 号・輸出注意事項 5 第 41 号) 及び「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成 19 年 3 月 6 日付け平成 19・02・27 貿局第 3 号・輸入注意事項 19 第 11 号) において規定する有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「バーゼル条約」という。)の締約国又は経済協力開発機構の加盟国については、下記のとおり定め、平成 27 年 4 月 22 日から実施します。

なお、平成 14 年 2 月 13 日付け「バーゼル条約の締約国等について(お知らせ)」は、平成 27 年 4 月 21 日限り廃止します。

記

1 バーゼル条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼ

ルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、EU、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、北朝鮮、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 経済協力開発機構の加盟国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アメリカ合衆国、

3 問い合わせ先

上記に掲げる国又は地域については、今後新たに加わる国又は地域があることが予想されます。上記に掲げる以外の国又は地域についてご不明な点は経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室（電話03-3501-4665）にお問い合わせください。

なお、締約国等はバーゼル条約のホームページ（<http://www.basel.int/Countries/StatusofRatifications/PartiesSignatories/tabid/1290/Default.aspx>）上においても掲載されております。